

# 【重要事項説明書】

【令和 年 月 日現在】

## 第1条 訪問事業者の内容

名 称 社会医療法人 岡本病院（財団）訪問看護ステーションふれあい  
管理者 本間 有美子 （訪問看護師兼務）  
事業所番号 2661190047  
所在地 〒613-0034  
京都府久世郡久御山町佐山西ノ口 138 番地  
電 話 (0774)51-3170 FAX(0774)-51-3171

## 第2条 事業所の職員体制

管理者 1 名 管理及び訪問業務  
常勤看護師 3 名  
事務職員 1 名

## 第3条 営業時間

月曜日～土曜日（8:30～17:00）  
（ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。）

## 第4条 サービス実施区域

【宇治市】近鉄京都線以西・八幡宇治線以南  
【城陽市】主要地方道城陽宇治線69号以西・府道内里城陽線以北  
【久御山町】全域  
【八幡市】東高野街道以东・府道736号以北・木津川以西

## 第5条 事業目的

社会医療法人岡本病院（財団）が開設する訪問看護ステーションが行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業は、ステーションの看護師等が、要介護状態または要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要性を認めた高齢者に対しその療養生活を支援し、心身の機能回復の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るように支援することを目的とする。

## 第6条 事業の運営方針

事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。利用者が要介護状態（要支援状態）となった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

## 第7条 サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により訪問看護師が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。

- ①病状・全身状態の観察 ②清拭・洗髪・入浴などによる清潔の保持
- ③褥瘡の予防 ④排泄など日常生活の世話 ⑤認知症看護 ⑥リハビリテーション
- ⑦療養生活や介護方法の指導 ⑧カテーテル等の管理
- ⑨その他医師の指示による医療処置
- ⑩ターミナルケアの看護（在宅での終末期看護、看取り）
- ⑪療養上の不安を軽減する精神的支援

## 第8条 利用者負担金表

- 1 金銭授受の安全性・効率性より訪問看護サービス利用料金については指定口座からの自動引落としとさせて頂いております。原則、費用請求した月の27日に引落されます。振替手数料は当法人が負担致します。
- 2 やむを得ず口座振替を利用していない方については、利用者負担金は、月毎に末日締切りで翌月の10日頃に費用請求を致しますので7日以内にくみやま岡本病院の受付窓口でお支払いください。
- 3 保険給付金料金（介護）  
この金額は、介護保険法定料金に基づく金額です。  
介護保険法により料金の改定があれば、改訂料金を適用致します。  
料金表は10割負担の計算で算出しています。事業の内容は次に掲げるものとし事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。  
法定代理受領でない場合、介護報酬の告示上の額（訪問看護サービス費の基準額に同じ）をお支払いいただきます。

①【要介護 1～5の方】

| 項目                        |                     | 単位       | 利用料金(10割)     |
|---------------------------|---------------------|----------|---------------|
| 基本料                       | 20分未満(注1)           | 314      | 3,205 円/回     |
|                           | 30分未満               | 471      | 4,808 円/回     |
|                           | 30分以上 1時間未満         | 823      | 8,402 円/回     |
|                           | 1時間以上 1時間 30分未満     | 1128     | 11,516 円/回    |
| 特別管理加算(月1回)               | I(注2、ア)             | 500      | 5,105 円/月     |
|                           | II(注2、イ～オ)          | 250      | 2,552 円/月     |
| 退院時共同指導加算(注3)             |                     | 600      | 6,126 円/回     |
| 初回加算(注4)                  | I(注9)               | 350      | 3,573 円/回     |
|                           | II                  | 300      | 3,063 円/回     |
| 長時間訪問看護加算(注5)             |                     | 300      | 3,063 円/回     |
| 複数名訪問加算                   | I(30分未満)(注6①～④)     | 254      | 2,593 円/回     |
|                           | I(30分以上)(注6①～④)     | 402      | 4,104 円/回     |
|                           | II(30分未満)(注6①～③及び⑤) | 201      | 2,052 円/回     |
|                           | II(30分以上)(注6①～③及び⑤) | 317      | 3,236 円/回     |
| 緊急時訪問看護加算(注7)             |                     | II(注10)  | 574 5,860 円/月 |
| ターミナルケア加算(注8)             |                     | 2500     | 25,525 円/回    |
| サービス提供体制強化加算              |                     | I(注11)   | 6 61 円/回      |
| 保険外給付金(税込)                |                     |          |               |
| エンゼルケア                    |                     | 16,500 円 |               |
| 交通費(サービスを提供する地域以外)(第4条参照) |                     | 330 円/回  |               |

(注1)週1回以上20分以上の訪問看護を実施していることが算定要件です。

(注2)以下の状態にある利用者の方に対して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。

ア)在宅悪性腫瘍患者指導管理、若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態。

イ)在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。

ウ)人工肛門又は人工膀胱を設置している状態。

エ)真皮を超える褥瘡の状態。

オ)点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態。

(注3)病院、診療所、又は介護老人保健施設に入院若しくは入所中の方に対して主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に算定します。

(注4)新規に訪問看護計画を作成した方に訪問看護を提供した場合、初回に訪問看護を行った月に算定します。

(注5)上記(注2)の対象者に対して、1回の訪問時間が1時間30分を越える訪問看護を行った場合。

(注6)①利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合。

②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。

③その他、利用者の状況から判断して①又は②に準ずると認められる場合。

④2人の看護師等が同時に訪問看護を行なう場合。

⑤看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行なう場合。

(注7)営業時間以外に電話等により看護に関する相談を求められた場合に常時対応できる体制にあり、かつ計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じ行います。(本サービスは事前に同意が必要です。)

(注8)死亡日および死亡日前14日以内に2日以上(死亡日及び死亡前日14日以内に医療保険による訪問看護を受けている場合1日以上)ターミナルケア(在宅での看取りに対しての看護支援)を行った場合。24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。

(注9)病院、診療所から退院した日に看護師が初回の訪問看護を行った場合。

(注10)(1)利用者又はその家族から電話等で看護に関する意見を求められた場合、常時対応できる体制にあること。

(2)緊急時訪問における看護業務負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制整備が行われていること。

(注11)(I)看護師のうち勤続7年以上の者の割合が30%以上の算定基準に適合すること。

②【要支援 1～2 の方】

| 項目                          |                        | 単位       | 利用料金(10 割) |
|-----------------------------|------------------------|----------|------------|
| 基本料                         | 20 分未満(注1)             | 303      | 3,093 円/回  |
|                             | 30 分未満                 | 451      | 4,604 円/回  |
|                             | 30 分以上 1 時間未満          | 794      | 8,106 円/回  |
|                             | 1 時間以上 1 時間 30 分未満     | 1090     | 11,128 円/回 |
| 特別管理加算(月 1 回)               | I (注 2、ア)              | 500      | 5,105 円/月  |
|                             | II (注 2、イ～オ)           | 250      | 2,552 円/月  |
| 退院時共同指導加算(注 3)              |                        | 600      | 6,126 円/回  |
| 初回加算(注 4)                   | I (注 7)                | 350      | 3,573 円/月  |
|                             | II                     | 300      | 3,063 円/月  |
| 長時間訪問看護加算(注 5)              |                        | 300      | 3,063 円/回  |
| 複数名訪問加算                     | I (30 分未満)(注 6①～④)     | 254      | 2,593 円/回  |
|                             | I (30 分以上)(注 6①～④)     | 402      | 4,104 円/回  |
|                             | II (30 分未満)(注 6①～③及び⑤) | 201      | 2,052 円/回  |
|                             | II (30 分以上)(注 6①～③及び⑤) | 317      | 3,236 円/回  |
| 緊急時介護予防訪問看護加算               | II (注 9)               | 574      | 5,860 円/月  |
| サービス提供体制強化加算                | I (注 8)                | 6        | 61 円/回     |
| 保険外給付金(税込)                  |                        |          |            |
| エンゼルケア                      |                        | 16,500 円 |            |
| 交通費(サービスを提供する地域以外)(第 4 条参照) |                        | 330 円/回  |            |

(注 1) 週 1 回以上 20 分以上の訪問看護を実施していることが算定要件です。

(注 2) 以下の状態にある利用者の方に対して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。

ア) 医療保険の在宅悪性腫瘍患者指導管理、若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態。

イ) 医療保険で在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。

ウ) 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態。

エ) 真皮を超える褥瘡の状態。

オ) 点滴注射を週 3 回以上行う必要があると認められる状態。

(注 3) 病院、診療所、又は介護老人保健施設に入院若しくは入所中の方に対して主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行いその内容を文書により提供した場合算定します。

(注 4) 新規に訪問看護計画を作成した方に対して訪問看護を提供した場合、初回の訪問看護を行った月に算定します。

(注 5) 上記(注 2)の対象者に対して、1 回の訪問時間が 1 時間 30 分を越える訪問看護を行った場合。

(注 6) ①利用者の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合。

②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。

③その他、利用者の状況から判断して①又は②に準ずると認められる場合。

④ 2 人の看護師等が同時に訪問看護を行なう場合。

⑤看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行なう場合。

(注 7) 病院、診療所から退院した日に看護師が初回の訪問看護を行った場合

(注 8) (I) 看護師のうち勤続 7 年以上の者の割合が 30% 以上の算定基準に適合すること。

(注 9) (1) 利用者又はその家族から電話等で看護に関する意見を求められた場合、常時対応できる体制にあること。

(2) 緊急時訪問における看護業務負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制整備が行われていること。

※早朝(午前 6 時から午前 8 時まで)・夜間(午後 6 時から午後 10 時まで)・深夜(午後 10 時から午前 6 時までの取り扱い)、早朝・夜間加算として所定単位数に 25% 加算、深夜加算として所定単位数に 50% 加算とする。

③医療保険の方

| 項目                       |                               | 料金         |
|--------------------------|-------------------------------|------------|
| 基本負担金                    | 週 3 日目まで                      | 5,550 円/日  |
|                          | 週 4 日目以降                      | 6,550 円/日  |
| 訪問看護管理療養費                | 月の初回の訪問日                      | 7,670 円/日  |
|                          | 月の 2 日目以降(1 日につき)             | 3,000 円/日  |
| 難病等複数回訪問加算               | 1 日に 2 回                      | 4,500 円/日  |
|                          | 1 日に 3 回以上                    | 8,000 円/日  |
| 長時間訪問看護加算                |                               | 5,200 円/週  |
| 特別管理加算 1                 | (注1 ア))                       | 5,000 円/月  |
| 特別管理加算 2                 | (注 1 イ)～オ))                   | 2,500 円/月  |
| 24時間対応体制加算               |                               | 6,520 円/月  |
| 緊急時訪問看護加算                | 月 14 日目まで                     | 2,650 円/日  |
|                          | 月 15 日目以降                     | 2,000 円/日  |
| 夜間・早朝訪問看護加算              | (注 2)                         | 2,100 円/日  |
| 深夜訪問看護加算                 | 深夜(22 時～翌 6 時)                | 4,200 円/日  |
| 複数名訪問看護加算                | 看護師                           | 4,500 円/週  |
|                          | その他職員(週 3 日まで)                | 3,000 円/週  |
| 退院時共同指導加算<br>(訪問看護管理療養費) | (注 3)                         | 8,000 円/回  |
|                          | 特別管理加算の対象者である場合、右記の金額が追加されます。 | 2,000 円/回  |
| 退院支援指導加算                 |                               | 6,000 円/日  |
| 訪問看護ターミナル加算              | (注 4)                         | 25,000 円/日 |
| 保険外給付金(税込)               |                               |            |
| エンゼルケア                   |                               | 16,500 円   |
| 交通費                      | 0m ～ 100mまで                   | 無 料        |
|                          | 100m ～ 5km まで                 | 550 円      |
|                          | 5km ～ 10km まで                 | 825 円      |
|                          | 10km 以上                       | 1,100 円    |

(注 1) 以下の状態の利用者に対して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。

ア) 在宅悪性腫瘍患者指導管理、若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者。  
又は、気管カニューレ、若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者。

イ) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療養指導管理、在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続腸圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、又は、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者。

ウ) 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者。

エ) 真皮を超える褥瘡の状態にある者。

オ) 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者。

(注 2) 夜間(午後 6 時～午後 10 時)・早朝(午前 6 時～午前 8 時)に訪問看護を実施した場合は 2,100 円、深夜(午後 10 時～午前 6 時)に訪問看護を実施した場合は 4,200 円加算されます。

(注 3) 退院または退所につき 1 回限り算定されます。

(注 4) 死亡日及び死亡日前 14 日以内に、2 回以上指定訪問看護を実施し、かつ訪問看護における

ターミナルケアに係る支援体制について利用者及び家族等に対して説明した上で、ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）

## 第 9 条 相談・要望・苦情等の窓口

### 1 サービス相談窓口

名称 訪問看護ステーションふれあい  
所在地 京都府久世郡久御山町佐山西ノ口 138 番地  
管理者 本間 有美子  
電話 (0774) 51-3170  
受付時間 営業時間に準ずる

### 2 公的機関の苦情相談窓口

|                            |                |
|----------------------------|----------------|
| 京都国民健康保険団体連合会 <介護保険課介護相談係> | ☎ 075-354-9090 |
| 宇治市介護保険課                   | ☎ 0774-22-3141 |
| 城陽市高齢介護課                   | ☎ 0774-56-4031 |
| 久御山町民生部福祉課                 | ☎ 075-631-9902 |
| 八幡市健康福祉部福祉事務所高齢介護課         | ☎ 075-983-1328 |

## 第 10 条 事故発生時及び緊急時の対応について

- 1 訪問看護師は、利用者には、毎月計画的に訪問看護を行っていますが、それ以外に緊急を要す場合は、訪問看護ステーションふれあいにご連絡ください。
- 2 緊急時及び事故発生時にあたっては緊急対応のうえ利用者の主治医へ連絡し、医師の指示に従います。また、登録されている緊急連絡先に連絡致します。
- 3 営業時間外の場合は、くみやま岡本病院(0774-51-3160)に連絡して下さい。  
緊急時訪問看護加算利用者は指定の電話番号にご連絡ください。
- 4 重大な事故発生時は、訪問看護師から関係の行政機関への連絡も同時に行います。

## 第 11 条 キャンセルについて

利用者や家族の都合で利用を中止又は変更される場合はすみやかに（前々日又は前日迄に）ステーションへご連絡ください。

## 第 12 条 虐待防止・身体拘束等に関する対応について

- 1 サービス提供中に、利用者に対し虐待を疑うような事象（身体的・精神的・経済的）が発生した場合には、速やかに利用者の家族・保険者・京都府等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- 2 利用者及び利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 第 13 条 事業継続計画について

- 1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2 看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 第 14 条 その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- 1 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはできません。
- 2 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外の業務（食事・清掃等）をすることはできませんので、ご了承ください。
- 3 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

# 説明確認書

令和          年          月          日

訪問看護サービス実施にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づき説明しました。

事業者

所在地 京都府久世郡久御山町佐山西ノ口138番地

名 称 社会医療法人 岡本病院（財団）訪問看護ステーションふれあい

代表者 理事長 藤井 信吾

管理者 本間 有美子

説明者 訪問看護ステーションふれあい 看護師

同意書

令和      年      月      日

私は重要事項説明書に基づき、事業者より訪問看護についての説明を受け、同意し、書面により交付を受けました。

利用者

住所

氏 名

代筆者氏名 (続柄)

代筆理由 ( )

連帯保証人

住所

氏 名

【緊急連絡先】

|     |   |        |
|-----|---|--------|
| 氏 名 | ① | 続柄 ( ) |
|     |   | 電話     |
| 住 所 |   |        |
| 氏 名 | ② | 続柄 ( ) |
|     |   | 電話     |
| 住 所 |   |        |